

検診等徴収金免除証明書に
ついて

健康増進法に基づく各種がん検診及び肝炎ウイルス検診における徴収金の支払いが免除されます。免除を受けるためには申請が必要です。

対象者

- ・生活保護世帯に属する方
- ・非課税世帯に属する方

手続き方法
下田市検診等徴収金免除申請書を提出してください。

審査のうえ、免除決定者へ検診等徴収金免除証明書を発行します。

申込・問合せ先

市民保健課健康づくり係

(窓口⑤) ☎22217

民生委員・児童委員の
活動とは



民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された、地域福祉を担うボランティアです。また、非常勤の地方公務員として位置づけられています。

主な活動として、同じ地域で生活する住民の一人として、日常生活で支援を必要としている方々の相談に応じ、福祉サービスを提供する行政や事業者との橋渡し役として、活動しています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員もおり、学校などと連携して、さまざまな活動に協力しています。

市では現在、47名の民生委員と3人の主任児童委員を委嘱しています。

民生委員・児童委員は
どのように選ばれるのか?

民生委員・児童委員は、市に設置される推薦会において、選任されます。任期は、3年で、3年おきに全国で一斉改選が行われます。

現在活動している民生委員・児童委員の任期は、令和7年11月30日までです。

地域を支える、民生委員・児童委員の活動について、皆さまのご協力をよろしくお願ひします。

問合せ先

福祉事務所社会福祉係

(窓口⑥) ☎22216

5月5日から11日までは
「児童福祉週間」です!

「児童福祉週間」は、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について国民全体で考えることを目的として、全国各地で啓発事業や行事を行う期間です。未来の担い手である子どもたちが、夢と希望をもって健やかに育つために、私たちにできることを考えてみませんか。

静岡県子育てポータルサイト「ふじさんっこ☆子育てナビ」では、子育てに関する情報や相談窓口を紹介しています。



ふじさんっこ☆
子育てナビ QR

問合せ先

県健康福祉部こども未来課

☎054122113546

生ごみ処理機器の購入
に補助金が出ます!

市では、可燃ごみの減量とごみに対する意識向上を図るため、生ごみ処理機器を購入した世帯に対し助成金を交付します。

生ごみ処理機器とは?

生ごみ処理機器とは、生ごみを乾燥又は微生物による分解等によって、減量化及び堆肥化させることができる機器のことです。

生ごみ処理機器を使うことによるメリット

- ・可燃ごみを減量化することができる。
- ・堆肥化したものを家庭菜園やガーデニングに使うことができる。
- ・指定ごみ袋を使う枚数が減り、節約できる。
- ・台所を衛生的に使うことができる。
- ・カラスや猫の被害が減る。

補助の対象者

- ①市内にお住まいで、かつ、市内で機器を使用する方
- ②機器を常に良好な状態で維持管理できる方

対象機器

- ①機械式生ごみ処理機、生ごみを発酵、乾燥等の方法により分解、堆肥化又は減量化する機械(ディスプレイを除く)
- ②生ごみ堆肥化容器、コンポスト容器、その他生ごみを堆肥化することを目的とした容器

※中古の機器は対象外
補助金額
購入費の2分の1以内で、2万円が限度です。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てた額とします。

申請方法

次の書類を提出してください。

- ・補助金交付申請書
- ・補助金交付請求書
- ・設置完了届

・生ごみ処理機器購入の領収書の写し

注意事項

・予算に限りがありますので、機器を購入する予定がある方は、事前に環境対策課まで申請可否の確認連絡をお願いいたします。

・「機器の購入」と「補助金の申請」は、同一年度内に行ってください。購入と申請が年度をまたぐ場合、補助金の申請ができませんのでご注意ください。

問合せ先

環境対策課

☎22213

